

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」 の改訂について

1. 対応指針に関する経緯

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下「対応指針」という。）は、平成 24 年度に策定、平成 29 年度に改訂されている。

■これまでの対応指針の改訂に係る経緯

年度	飼養鳥における発生及び対応指針の作成・改訂状況	野鳥マニュアルの作成・改訂状況
H20	—	野鳥マニュアルの作成
H22	動物園等において高病原性鳥インフルエンザ発生を初めて確認（2010-2011） （3施設で発生）	※以降、定期的に一部修正や改訂を行う。 ＜改訂＞
H24	「対応指針」の策定 →動物園等において適切な対応をとるように呼びかけ	平成 23、26、29 年、令和 3、4 年 ＜一部修正＞ 平成 24、27、30 年
H28	動物園等において高病原性鳥インフルエンザ発生を確認（2016-2017） （4施設で発生）	
H29	「対応指針」の改訂（現在） →「2次感染への対応」や「ウイルスの検査及び連絡体制の整備」について記載	
R 4	動物園等において高病原性鳥インフルエンザ発生を確認（2022-2023） （6箇所発生）	「野鳥マニュアル」の改訂（現在）

2. 2022-2023 シーズンの発生時対応等における課題及び改訂の必要性

昨シーズンは、最多箇所での発生となり、円滑な対応や隔離や殺処分等の判断をする上で、以下の様な課題が確認された。

- (1) 発生から対応完了までの円滑な対応
 - ・簡易検査実施の考え方、遺伝子検査の内容やスケジュール
 - ・飼養施設、自治体、環境省の各機関の必要な情報収集と伝達 等
- (2) 過去最大の発生に伴う今後の対策強化
 - ・飼養のあり方（未然防止と発生した場合の備え） 等
- (3) 発生した場合の適切な対応
 - ・隔離の方法や安楽殺、開園等の考え方（家きんとの違い） 等



次期シーズンにおいて、発生の未然防止の強化と発生時の円滑かつ適切な対応ができるよう、昨シーズンの発生時対応等において課題となった事項の改善や最新の野鳥マニュアルとの整合性を合わせた対応指針とするための改訂を行う。

3. 改訂のスケジュール

時期	項目	内容
6月下旬 ～7月上旬	検討会委員へヒアリング	・ 令和4年度の発生時対応等において課題となった事項の改善方法
8月7日	第1回検討会 ※本日	・ 改訂方針の確認 ・ 各項目に係る改訂の方向性の確認
8月中旬 ～8月下旬	適宜、ヒアリング	
9月5日	第2回検討会	・ 改訂内容の確認
～9月下旬	対応指針の改訂の一次確定、公表	